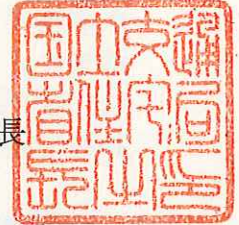


国住指第 3730 号
令和 2 年 2 月 10 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長



建築物防災週間における防災対策の推進について（令和元年度春季）

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、令和元年度春季における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

令和 2 年 3 月 1 日（日）から 3 月 7 日（土）まで

2. 建築物防災週間での取組み

（1）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

住宅・建築物の耐震化促進は喫緊の課題です。近年、大阪府北部を震源とする地震、北海道胆振東部地震、山形県沖を震源とする地震等において、多数の建築物に一部破損等を中心とした被害が発生しました。また、南海トラフ巨大地震・首都直下地震の発生の切迫が指摘されています。平成 28 年熊本地震では、旧耐震基準の木造建築物は、新耐震基準のものと比較して顕著に高い倒壊率となっており、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、所有者等が耐震化の必要性への理解を深められるよう、パンフレットや広報誌、インターネット等を利用し、積極的な普及啓発を実施してください。

また、耐震改修促進法に基づく基本的な方針においても、耐震診断を義務付けられた建築物については、2025 年を目途に耐震性不足のものを概ね解消することを新たに目標設定したところであり、令和 2 年度予算案においては、防災・安全交付金を活用した通常の支援に加え、耐震対策緊急促進事業による、上乘せ補助等の支援の強化を継続することとしています。

また、令和元年10月29日に、会計検査院から国土交通省に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業など交付金等の交付を受けて耐震診断を実施した建築物の所有者に対する指導及び助言の実施等について、改善の処置が要求されたところです。つきましては、「会計検査院の改善処置要求を踏まえた建築物の耐震化に向けた取組みについて（令和元年11月8日付け国住指第2238号）」におけるお願いを踏まえ、交付金等の交付を受けて耐震診断を行った結果、耐震性が不十分と判定された既存耐震不適格建築物について、耐震改修の実施状況の把握や、耐震改修が行われていない場合は、その所有者に対して指導及び助言を積極的に行ってください。

(2) 建築物に附属するブロック塀等の安全対策の推進

地震による塀の倒壊は、死傷者を生じるおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障をきたすおそれがあり、その安全対策は極めて重要です。平成30年の大阪府北部を震源とする地震においては、大阪府内でブロック塀等が倒壊し、2名の犠牲者が発生しました。建築基準法令では、建築物に附属する塀について、構造安全性等の観点から基準を定めておりますが、基準に適合しないブロック塀等が、地震時に倒壊して大きな被害が発生することを防ぐため、所有者等への啓発、防災査察などブロック塀等の対策の推進を重点的に行ってください。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等が平成31年1月1日より施行され、都道府県又は市町村が耐震改修促進計画に避難路を位置付けることで、当該避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等の所有者に対し、耐震診断を行い、その結果を同計画に記載された期限までに所管行政庁に報告することを義務付けることが可能となり、一部の地方公共団体においては、本年3月に耐震改修促進計画を改定し、本制度の活用を開始する予定と伺っています。また、ブロック塀等の耐震診断、改修、撤去等については、防災・安全交付金等の基幹事業として支援を行っており、耐震診断が義務付けられたものに対しては、より重点的な支援を行うこととしています。各地方公共団体においては、これらの制度の積極的な活用をご検討いただくよう、お願いいたします。

(3) エレベーターの地震対策の推進

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震・首都直下地震に備えるためにも、令和元年度予算における防災・安全交付金等による住宅・建築物安全ストック形成事業の制度拡充を契機として、公共建築物におけるエレベーターの地震対策の実施はもとより、民間事業者等が行うエレベーターの地震対策への補助制度の整備や拡充を積極的に検討してください。

また、平成30年の大阪府北部を震源とする地震を踏まえ、平成31年4月2日付け国住指第4294号において通知しているとおり、エレベーターのかご内に、簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットの設置を推進していただきますようお願いいたします。

(4) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する使用実態把握の徹底等

吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合は是正指導をお願いしてきたところですが、報告がなされていない建築物

や、対策が講じられていない建築物が一定数残っています。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

また、民間建築物に係るアスベスト調査台帳（以下「調査台帳」）の整備については、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（令和元年5月7日付け国住指第1号）」においても一層の対策の推進をお願いしてきたところですが、小規模建築物を含めた調査台帳の整備については、未だ着手できていない特定行政庁や、使用実態の把握まで至っていない特定行政庁が一定数残っています。つきましては、小規模建築物を含めた調査台帳の整備を積極的に進めていただくとともに、調査台帳に掲載された建築物について調査・除去等の対策の推進に努めてください。

（5）防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

（6）住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、SNS等を利用して、広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

（7）関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

（8）その他防災・安全確保に関する取組みについて

過去の災害・事故を踏まえ、建築物の防災対策に関する取組みを別添に記載していますので、必要に応じ、建築物防災週間における取組みの参考としていただけますようお願いいたします。

3. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2及び3を令和2年5月15日（金）までに提出いただきますようお願いいたします。作業に当たっては以下の点にご留意ください。なお、ご提出いただいた別紙2の実施結果や各地方公共団体に

おける督促及び指導の状況は、とりまとめ次第、公表する予定です。

- ・別紙 1-1 については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめいただき、別紙 1-2 及び 2 については、貴職において集計の上、提出いただきますようお願いいたします。
- ・2. (4) で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取組みを行い、これらの取組み内容等を別紙 1-1 に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

4. 問い合わせ先

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 加藤
電話 03-5253-8111 (内線 39569)

(参考) 近年の災害・事故を踏まえた建築物の防災対策に関する取組み

(1) 建築物等に対する定期報告の徹底と適切な維持保全等

(定期報告の徹底)

建築物等の所有者等に対し、建築物等の定期報告制度及び適切な維持保全の重要性について広く周知するとともに、同制度の適切な運用に努めてください。

特に、平成 30 年 10 月、横浜市においてビルの道路に面して屋上に取り付けられたパネルが落下し、通行者に当たる死亡事故が発生しました。当該ビルは定期調査報告が行われていなかったものです。こうしたことも踏まえ、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面などにより報告の督促、指導等に努めてください。

(建築物等の適切な維持保全等)

昨今、老朽化や劣化が一要因と思われる事故が発生しております。平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震においては、公衆浴場の煙突（鉄筋コンクリート造、高さ約 10m）が倒壊しました。平成 30 年 7 月には、露天風呂に建築されたあずまや（木造）が倒壊し、3名の死傷者が発生しました。この他にも、外壁や庇の落下事故も発生しています。建築物防災週間にあたっては、所有者・管理者に対し、経年劣化による老朽化や損傷が著しい建築物等について、適切な維持保全を促し、必要に応じて専門家等に相談いただくよう、広く働きかけをお願いいたします。

また、昇降機については、所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定に当たって留意すべき事項等を取りまとめ、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定し、平成 28 年 2 月 19 日に公表していますので、所有者・管理者に対し、これらの積極的な活用を呼びかけていただきますようお願いいたします。さらに、戸開走行保護装置の設置等の促進についても、補助制度の整備や拡充に努めるとともに、所有者・管理者に対し、設置を働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

(適正な定期検査の確保)

平成 28～平成 30 年度の建築物・建築設備等の定期調査等において建築基準法

に基づく関連告示に定める検査方法によらないおそれのある検査が散見されました。

このことを踏まえ、定期調査等において特に留意すべき事項をリーフレットとして取りまとめ、令和元年12月26日付け国住防第7号「建築物・建築設備等に係る定期調査・検査の適切な実施について」にて通知しておりますので、定期調査等を行う者に対し、報告時等の機会に配布し、定期報告制度の重要性を広く周知するとともに、適正な定期調査等が実施されるよう指導等に努めてください。

(建築設備の定期報告制度の見直し)

建築設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第1214号)を平成31年1月29日に施行し、前回の検査後に建築設備検査員等が実施した検査の記録や、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録を活用することができるようにするなど改正していますので、その運用について留意していただくようお願いいたします。

(建築基準法の改正に伴う定期報告対象建築物の見直し)

令和元年6月25日に施行された「建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和元年政令第30号)」により、建築基準法(以下「法」という。)第12条第1項の定期報告の対象を定めた建築基準法施行令(以下「令」という。)第16条第2項において準用する令第14条の2を改正し、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数3以上でその用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下のものを追加していますので、特定行政庁におかれましては、法第12条第1項の規定に基づき、定期報告の対象として積極的に指定してください。

(2) 地震による建築物の災害の防止

令和元年6月18日には、山形県沖を震源とする地震により、山形県及び新潟県を中心に最大震度6強の揺れが生じました。この地震により、一部地域では、吊り材ではなく、構造耐力上主要な部分に接合された鋼材(二次部材)等により天井面を支持していた天井において、天井材の一部が脱落する被害が生じました。

吊り材により吊り下げる構造ではない天井でも、天井の高さや単位面積質量等の観点で特定天井と同様、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものと考えられます。法施行令第39条第1項の規定のとおり、天井は風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにすることが求められていますので、天井材の構造耐力上主要な部分等への緊結等の対策が必要です。改めて設計図書に記載される天井脱落対策の確認及び設計図書に従った施工が適切に

なされるよう、周知徹底をお願いします。

(3) 風水害による建築物の災害の防止

昨年の台風第15号及び台風第19号により、ゴルフ練習場の鉄柱が倒壊する被害が発生しました。これらの被害について、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所により現地調査が行われ、調査報告書がとりまとめられています。また、当該調査報告書を受け、国土交通省及び経済産業省は、鉄柱等が現行の構造基準に適合しているかどうかの確認、安全管理の徹底等について業界団体に対して注意喚起を依頼しております。

また、国土交通省及び経済産業省では、台風第19号による高層マンション等の浸水被害を受け、電気設備の浸水による建築物の機能継続に支障をきたす状況を防止するため、浸水対策ガイドラインを令和2年春を目途にとりまとめることとしております。

さらに、国土交通省では、近年の水災害を踏まえ令和2年1月に「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を開催し、水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法等について検討を行っています。

なお、出水等による危険の著しい区域については、法第39条の規定に基づく災害危険区域を定め住居の用に供する建築の禁止その他の建築制限を行うことも有効です。また、災害危険区域の指定を行った場合には、災害危険区域の情報も一覧できるような工夫をするなど、住民等に分かりやすい周知が図られるようお願いします。

(4) 土砂災害防止対策の推進

平成30年7月豪雨では、土砂災害による多数の死者を伴う甚大な被害が発生しました。法施行令第80条の3においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に規定する土砂災害特別警戒区域において、居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分については、土砂災害により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることが規定されています。また、平成27年1月18日に施行された改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針では、各都道府県はおおむね5年程度で基礎調査を完了させることが目標とされていることから、今後、同区域におけるこれらの基準に対する既存不適格建築物の増加が見込まれます。

このため、同区域の指定により既存不適格となる建築物の建築主、所有者等に対しては、改修等の必要性に関し周知願います。国土交通省では、社会資本整備総合交付金等の住宅・建築物安全ストック形成事業において、同区域の指定により既存不適格となる建築物を改修する場合には住宅・建築物耐震改修事業のうち住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業、同区域の指定により

既存不適格となる住宅について、区域外へ移転する場合はがけ地近接等危険住宅移転事業により支援措置を講じていますので、地方公共団体においては積極的な活用を検討してください。

建築物防災週間にあたっては、こうした土砂災害防止対策の推進に係る支援制度や地方公共団体による土砂災害防止対策に関する取組み等を周知することで、土砂災害に対する安全性の確保に一層努めてください。

(5) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等の徹底

平成30年1月に北海道札幌市の寄宿舍において発生した火災により、死者11人、負傷者3人の犠牲が出たことを踏まえ、類似の火災の発生を防止するため、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について（平成30年3月20日付け社援保発0320第1号、老高発0320第1号、消防予第86号、国住指発第4678号。以下「連携通知」という。）」において通知したとおり、生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について、消防部局及び福祉部局と情報共有を図るとともに、連携して指導の徹底を図ってください。

なお、連携通知においては、福祉部局による訪問調査時の防火点検事項（連携通知の別紙2）を示したところですが、すみやかに助言等の対象となる施設の選定の適切な実施について福祉部局との連携を図りつつ、効果的な指導を行うよう、お願いいたします。

(6) 建築物が密集する地域における防火改修・建替えの促進

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災では、老朽木造住宅が集積している市街地において大規模に延焼し、甚大な被害が生じました。このため、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

また、令和元年6月25日に施行された「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号。以下「改正法」という。）」においては、建築物の建替え等の促進により、市街地の安全性の向上を図るため、防火地域・準防火地域における延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和するなどの制度改正がなされました。

なお、このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等によって国費を活用した補助事業を実施することもできますので、積極的な防火対策の推進に努めてください。

(7) 大規模倉庫火災を踏まえた対策

平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に

関する検討会」を設置し、検討を行いました。同検討会においては同年6月30日に報告書を取りまとめ、大規模倉庫を対象とした、初期火災の拡大防止を図るための方策や、より効率的な消火活動を実施するための方策について提言がなされました。

国土交通省においては、提言を踏まえて、感知器に係る電気配線の短絡によって、多数の防火シャッターが作動しなくなる状況が発生することを防ぐための対策を講じるため、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）」を改正し、平成31年4月1日から施行しました。

また、改正法においては、法第8条第2項の規定に基づく維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大し、床面積の合計が3,000㎡を超える倉庫についても対象として位置付けるとともに、同条第3項の規定に基づく指針（昭和60年建設省告示第606号）を改正し、倉庫における防火シャッターの適切な作動を確保するための維持保全に係る措置をとるよう求めることとしました。

各特定行政庁におきましては、大規模倉庫の所有者・管理者に対し、消防本部と連携を図りつつ、定期的に立入検査や報告徴収などを実施し、維持保全計画が適切に運用されていることを確かめていただくようお願いいたします。

（8）遊戯施設の安全確保の促進

近年、多様な遊戯施設が開発されている中、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生じるものによる事故が発生している状況に鑑み、遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成29年国土交通省告示第247号）を平成30年4月1日から施行し、身体保持装置に係る基準を改正していますので、その運用について留意していただくようお願いいたします。

また、平成28年10月に熊本県で、コースターの客席にいる人が負傷する事故等が発生しています。それを受けて、令和元年12月11日に政令改正するとともに、客席部分の構造方法の具体的な基準を今後告示で示す予定としています。

（9）民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

吹付けアスベストの飛散防止対策については、今回の通知本文2.（4）にも記載しておりますが、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握するため、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（令和元年5月7日付け国住指第1号）」を踏まえて、引き続きアスベスト調査台帳（以下「調査台帳」という。）の整備を推進してください。調査台帳の整備にあたっては、延べ面積が1,000㎡未満の小規模民間建築物についても、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、積極的に把握を進めてください。

また、吹付アスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物の所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（以下「アスベスト改修事業」）は令和2年度末を着手期限としているので、それまでの間に速やかに以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物の所有者にアスベスト改修事業を周知し、早期の対応を促すこと。

なお、アスベスト改修事業の交付要件として、当該事業に関与させる必要がある「建築物石綿含有建材調査者」については、その拡充を図るため、平成30年10月23日に厚生労働省及び環境省と共管で「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号）」を制定（従前の国土交通省告示は廃止）し、より講習を受講しやすくなるよう制度を見直ししておりますので、地方公共団体におかれましては、調査台帳の整備や実態把握を進めていくにあたり、積極的なご活用をお願いします。

さらに、アスベスト対策の必要性が依然として建築物の所有者・管理者に十分に認識されていない現状があることを踏まえ、地方公共団体の職員が講師としてその地域の業界団体へアスベスト対策の必要性を周知していただくため、来年度も国において講師養成講習を実施する予定です。地方公共団体におかれましては、当該講習に積極的に参加いただくとともに、対象とする業界団体を地域の実情に応じて設定し、積極的かつ効率的な周知徹底を図ってください。

（10）工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」及び「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成26年4月4日付け国住指第22号）」により、周知徹底を図っているところですが、昨年10月には世田谷区の工事現場で仮囲いのガードフェンスが倒れ、通行人が重傷を負う事故が発生し、昨年11月には和歌山市の工事現場で足場の撤去作業中に鉄パイプが落下し、通行人が死亡する事故が発生するなど、工事現場における公衆等に危害を与える事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添参考のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進

について（平成 23 年 8 月 24 日付け国住防第 4 号）」等における危害防止策等の例について工事施工者等に広く周知するなど必要な対策を講じてください。

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破碎すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。

特定行政庁別調査表

都道府県名: _____ 特定行政庁名: _____

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 通知2. の防災週間での取り組みの実施状況

事項名	主な実施内容等
(1)住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進	
(2)建築物に附属するブロック塀等の安全対策の推進	
(3)エレベーターの地震対策の推進	

(4)吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導の徹底(H30.3.8~H31.3.7)

	前回未報告件数 (A)	前回未報告の物件 に対する督促件数 (B)	その後の状況		督促率 (B)/(A)
			報告済み (C)	未報告のまま (D)	
未報告の物件への対応	0				#DIV/0!
	未報告に対する主な督促内容				
	未報告に対する督促率が100%でない理由				

	前回未対応 (E)	前回未対応の物件 に対する指導件数 (F)	その後の状況		対応率 (F)/(E)
			対応済み (G)	未対応のまま (H)	
未対応の物件への対応	0				#DIV/0!
	未対応に対する主な指導内容				
	未対応に対する指導率が100%でない理由				

(5) 防災査察の実施

	実施件数(件)	主な指導内容等
現地調査		
是正指導		

(6) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

活用メディア	ポスター	パンフレット	広報紙	新聞	テレビ	ラジオ
下段に○をして下さい。						
	インターネット		その他()			

(7) 関係機関との連携・協調

連携・協調機関	消防	警察	環境	福祉	教育	その他 ()
下段に○をして下さい。						

2. 独自に設定した重点事項

事項名	実施内容等

※適宜、行を追加して下さい。

3. その他特記事項、要望・意見等

--

都道府県別総括表

都道府県名: _____

担当課名		担当者名	
連絡先電話番号		メールアドレス	

1. 通知2. の防災週間での取り組みの実施状況

(4) 吹付けアスベストの飛散防止対策に関する調査及び是正指導の徹底(H30.3.8~H31.3.7)

	前回未報告件数 (A)	前回未報告の物件に対する督促 件数 (B)	その後の状況		督促率 (B)/(A)
			報告済み (C)	未報告のまま (D)	
未報告の物件への 対応	0				#DIV/0!
	未報告に対する主な督促内容				
	未報告に対する督促率が100%でない理由				

	前回未対応 (E)	前回未対応の物件に対する指導 件数 (F)	その後の状況		対応率 (F)/(E)
			対応済み (G)	未対応のまま (H)	
未対応の物件への 対応	0				#DIV/0!
	未対応に対する主な指導内容				
	未対応に対する指導率が100%でない理由				

(5) 防災査察の実施

	実施件数(件)	実施行政庁数
現地調査		
是正指導		

(6) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

メディアの活用を 行った行政庁数	ポスター	パンフレット	広報紙	新聞	テレビ	ラジオ
	インターネット	その他()				

(7) 関係機関との連携・協調

連携・協調機関	消防	警察	環境	福祉	教育	その他 ()
実施行政庁数						

2. 独自に設定した重点事項

実施行政庁数

別紙2：既存建築物における吹付けアスベストに関する調査・指導状況総括表

黄色セルへそれぞれ入力ください

都道府県番号	#N/A
都道府県名	#N/A
担当部署名	
担当者名	
担当電話番号	
担当者メールアドレス	

都道府県番号を入力すると都道府県名等が表示され、前回調査結果が自動的に反映されます。

調査報告のあった建築物のうち、平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、(すでにクリソタイル等について飛散防止対策を講じており、かつ当該部位以外に吹付けアスベストが疑われる部分がなく存在しないものは除くこと。)

指導により対応済みの建築物のうち、以下の①～④のいずれかに該当するものを計上すること。
 ①平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていたもの
 ②平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを検証した結果、トレモライト等も対象としていなかったもの
 ③平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、トレモライト等について再調査等を実施した結果、トレモライト等が検出されなかったもの
 ④平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、トレモライト等について再調査等を実施した結果、トレモライト等が検出されたものの、当該トレモライト等についても、指導により対応したものであるもの

調査対象の建築物の数 ※注1	露出アスベストの吹付けがされている建築物の数 (再調査した結果、トレモライト等が必要ない建築物の数を含む。)				調査報告のあった建築物の数 ※注2	トレモライト等を分析対象としておらず、再調査等が必要な建築物の数	指導により対応済みの建築物の数	未対応の建築物の数 トレモライト等も含め対応済みの建築物の数	指導により対応予定の建築物の数	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数	建築基準法第10条に基づく催告件数	建築基準法第9条に基づく命令件数	未報告等の建築物の数	前回調査時点で未報告であった建築物のうち、今回督促を行った建築物の数 ※注4
	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A											
	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A											
前回調査[A]※注5	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
今回調査[B]※注6	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	0
[B]-[A]※注7															
増減の理由※注7															

※注1：前回調査で調査対象として計上し、今回調査の結果、規模要件を満たさなくなった建築物については、露出してアスベストが吹きつけられていないことを明らかにした建築物については削除すること。
 ※注2：調査報告のあった建築物の数には、行政庁による調査や調査等によって把握している建築物の数を含む。
 ※注3：今回調査数が前回調査数と比べて増減があった場合、その主な理由を「増減の理由」欄へ記載すること。(例：当該建築物が除去されたため、精査により減少、報告が増加、対応済みによる等)
 ※注4：今回調査の欄には、H30.3.8～H31.3.7までの期間に前回調査時点で未報告等の建築物に対して督促を行った件数を記入すること。
 ※注5：平成29年度春季調査(調査対象期間：H29.3.8～H30.3.7)
 ※注6：平成30年度春季調査(調査対象期間：H30.3.8～H31.3.7)
 ※注7：今回調査数が前回調査数と比べて増減があった場合、その主な理由を「増減の理由」欄へ記載すること。(例：当該建築物が除去されたため、精査により減少、報告が増加、対応済みによる等)

「別紙3：小規模建築物を含めたアスベスト調査台帳の整備状況調査票」
記入要領

都道府県番号・都道府県名

- ・ 調査票様式ファイルに添付の「都道府県番号」シートを参照の上、該当番号を2桁で記載してください。
- ・ 市区町村特定行政庁においても、都道府県名は記入してください。

特定行政庁名

- ・ 特定行政庁名(市区町村名)を記載してください。

i) アスベスト調査台帳が対象としている建築物及び台帳の整備状況

H29.6.22通知において、優先的に実態を把握すべき建築物について、平成29年9月末までにアスベスト調査台帳に掲載するよう依頼したところです。

- ・ **令和2年3月7日時点**でのリストアップの状況*について、H29.6.22通知のイ、ロ(①～③)及びハ項に該当する建築物ごとに、「対象」欄、「リストアップ状況」欄及び「調査実施状況」欄をプルダウンから選択して埋めてください。

※建築物防災週間の実施期間(令和2年3月1日から3月7日)内に実施したか否かではなく、令和2年3月7日までに実施した否か、という観点でご回答願います。

- ・ 「対象」欄では、台帳化の対象としている場合に「○」を、台帳化の対象としていない場合は「×」をプルダウンから選択してください。
- ・ 「リストアップ状況」欄では、次の1.～3.から選択してください。

1. リストアップ済

- ・・・確認台帳、登記簿情報等を元に、管内の調査対象建築物をアスベスト調査台帳にリストアップ済(リストアップ後の調査により、調査対象建築物が増減することは支障ありません。)

2. リストアップ中

- ・・・確認台帳、登記簿情報等を元に、管内の調査対象建築物をアスベスト調査台帳にリストアップ中(リストアップに必要な情報収集を含む。)

3. リストアップ未着手

- ・・・調査対象建築物をアスベスト調査台帳にリストアップするために必要な情報収集を行っていない

- ・ 「調査実施状況」欄では、次の1.～4.から選択してください。

1. 使用実態の調査済 **(未報告建築物なし)**

- ・・・調査対象建築物について、吹付けアスベスト等の使用の有無の把握を行った(調査の結果、未報告建築物なし。)

2. 使用実態の調査済 **(未報告建築物あり)**

- ・・・調査対象建築物について、吹付けアスベスト等の使用の有無の把握を行った(調

査の結果、未報告建築物あり。)

3. 使用実態の調査中

- ・・・調査対象建築物について、吹付けアスベスト等の使用の有無の調査中(リストアップと平行して調査を進めている場合を含む。)

4. 使用実態調査に未着手

- ・・・対象建築物について吹付けアスベスト等の使用の有無の把握は未着手
- ・ハ項については、「対象」欄で「○」とした場合、「具体的な用途・規模」欄を記入してください。

<参考：H29.6.22 通知(抜粋)>

- イ 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000 m²以上のもの
- ロ 昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する次の①、②及び③に掲げる用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ面積が300 m²以上のもの
 - ①集会場その他の法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途
 - ②ホテル及び旅館
 - ③飲食店、物販店舗その他の法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途
- ハ イ及びロに掲げる建築物以外の建築物のうち、地域の実情に応じて、優先的に把握すべきと考えられるもの

ii) イ・ロのリストアップが完了する時期

- ・ i) のイ、ロ(①～③)のいずれかの「リストアップ状況」欄において、「2. リストアップ中」及び「3. リストアップ未着手」を選択した場合、イ、ロ(①～③)の全てにおいてリストアップが完了する予定年月を記載してください。

